

財 計 第 3 7 6 8 号
令 和 2 年 8 月 1 4 日

文部科学省共済組合代表者 殿

財務大臣 麻 生 太 郎
(公 印 省 略)

国家公務員共済組合法等の運用方針の一部改正について

国家公務員共済組合法等の運用方針（昭和34年10月1日蔵計第2927号）の一部を別紙のとおり改正したので通知する。

国家公務員共済組合法等の運用方針の一部改正について
(退職等年金給付に係る標準報酬の区分の改定等に伴う改正)

1. 趣旨

国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号。以下「国共済法」という。)第 40 条第 4 項において、退職等年金給付の額の算定並びに退職等年金給付に係る掛金及び負担金の徴収に関する同条第 1 項の規定による標準報酬(以下「退職等年金給付に係る標準報酬」)の区分については、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号。以下「厚年法」という。)の標準報酬月額等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができることとされているところ。

今般、厚年法の標準報酬の区分について、現行の最高等級(第 31 級: 62 万円)の上に、更に 1 等級(第 32 級: 65 万円)追加されることを踏まえ、退職等年金給付に係る標準報酬の区分についても、現行の最高等級(第 30 級: 62 万円)の上に、更に 1 等級(第 31 級: 65 万円)追加する政令改正が行われる予定である(令和 2 年 9 月 1 日施行)。

本改正は、国家公務員共済組合法施行令(昭和 33 年政令第 207 号)の改正により退職等年金給付に係る標準報酬の区分が改定されることに伴い、国家公務員共済組合法等の運用方針(昭和 34 年蔵計第 2927 号。以下「運用方針」という。)について所要の改正を行うものである。

2. 改正の内容

運用方針の国共済法第 40 条関係の規定について、退職等年金給付に係る標準報酬の区分が改定されることに伴い、所要の改正を行う。

3. スケジュール

通達日: 令和 2 年 8 月下旬(予定)

適用日: 令和 2 年 9 月 1 日

(別紙)

国家公務員共済組合法等の運用方針（昭和34年10月1日蔵計第2927号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
(一) 共済組合法関係 第40条関係 1 [略] 2 法第40条第10項の規定による標準報酬の改定（以下「随時改定」という。）は、次のいずれかに該当した場合に行うものとする。この場合において、退職等年金給付の額の算定並びに退職等年金給付に係る掛金及び負担金の徴収に関する標準報酬の等級については、随時改定された標準報酬の等級が <u>第31級</u> を超えるときは、 <u>第31級</u> とするものとする。 (1) [略] (2) 退職等年金給付の額の算定並びに退職等年金給付に係る掛金及び負担金の徴収に関する標準報酬の等級が <u>第30級</u> である者の報酬月額が昇給等により固定的給与の増額があり、増額があつた月から継続した3月間に受けた報酬の総額を3で除して得た額が <u>665,000円</u> 以上である場合 [(3)～(4) 略] (5) 退職等年金給付の額の算定並びに退職等年金給付に係る掛金及び負担金の徴収に関する標準報酬の等級が <u>第31級</u> である者の報酬月額（報酬月額が <u>665,000円</u> 以上である場合に限る。）が降給等により固定的給与の減額があり、減額があつた月から継続した3月間に受けた報酬の総額を3で除して得た報酬月額が <u>第30級</u> 以下の標準報酬に該当する場合	(一) 共済組合法関係 第40条関係 1 [同左] 2 法第40条第10項の規定による標準報酬の改定（以下「随時改定」という。）は、次のいずれかに該当した場合に行うものとする。この場合において、退職等年金給付の額の算定並びに退職等年金給付に係る掛金及び負担金の徴収に関する標準報酬の等級については、随時改定された標準報酬の等級が <u>第30級</u> を超えるときは、 <u>第30級</u> とするものとする。 (1) [同左] (2) 退職等年金給付の額の算定並びに退職等年金給付に係る掛金及び負担金の徴収に関する標準報酬の等級が <u>第29級</u> である者の報酬月額が昇給等により固定的給与の増額があり、増額があつた月から継続した3月間に受けた報酬の総額を3で除して得た額が <u>635,000円</u> 以上である場合 [(3)～(4) 同左] (5) 退職等年金給付の額の算定並びに退職等年金給付に係る掛金及び負担金の徴収に関する標準報酬の等級が <u>第30級</u> である者の報酬月額（報酬月額が <u>635,000円</u> 以上である場合に限る。）が降給等により固定的給与の減額があり、減額があつた月から継続した3月間に受けた報酬の総額を3で除して得た報酬月額が <u>第29級</u> 以下の標準報酬に該当する場合

[(6)～(7) 略]	[(6)～(7) 同左]
[3 ～ 1 4 略]	[3 ～ 1 4 同左]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この改正は、令和 2 年 9 月 1 日から適用する。

事 務 連 絡
令和 2 年 8 月 14 日

各財務（支）局理財部主計課担当者
及び沖縄総合事務局財務部理財課担当者 殿
各共済組合担当者 殿
国家公務員共済組合連合会担当者 殿
日本鉄道共済組合担当者 殿
日本たばこ産業共済組合担当者 殿
エヌ・ティ・ティ企業年金基金担当者 殿

財務省主計局給与共済課共済第二係

国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令に関する資料の配布について

標記について、以下の資料を配付します。

- ・ 国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令の概要
- ・ 官報、国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 247 号）
（厚生年金に係る参考資料）
- ・ 官報、厚生年金保険法の標準報酬月額等の等級区分の改定等に関する政令（令和 2 年政令第 246 号）
- ・ 施行通知（厚生労働省年金局長）

国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令の概要

1. 趣旨

- 退職等年金給付の額の算定並びに退職等年金給付に係る掛金及び負担金の徴収に関する標準報酬（以下「退職等年金給付に係る標準報酬」という。）の区分については、国共済法第40条第4項の規定により、厚年法の標準報酬月額の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができることとされている。また、その改定が行われた場合、国共済法第41条第3項の規定により読み替えて適用する同条第1項後段の規定により、退職等年金給付の額の算定並びに退職等年金給付に係る掛金及び負担金の徴収に関する標準期末手当等（以下「退職等年金給付に係る標準期末手当等」という。）の額の最高限度額（現行150万円）は、政令で定める額とされている。
- 今般、令和2年9月1日より適用される厚年法の標準報酬月額の等級区分について、現行の最高等級（第31級：62万円）の上に、更に1等級（第32級：65万円）を加えることが予定されていることを踏まえ、同日より適用される退職等年金給付に係る標準報酬の区分についても、現行の最高等級の上に、更に1等級加えるとともに、退職等年金給付に係る標準期末手当等の額の最高限度額の特例を定めるものである。

2. 概要

- 令和2年9月1日より適用される退職等年金給付に係る標準報酬の区分について、現行の最高等級（第30級：62万円）の上に、更に1等級（第31級：65万円）を加えるための読替えを行う。

令和2年8月まで

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報酬月額
第1級	98,000円	101,000円未満
(略)	(略)	(略)
第30級	620,000円	605,000円以上

令和 2 年 9 月から（傍線部分は、本政令案で読み替える部分）

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報酬月額
第 1 級	98,000 円	101,000 円未満
(略)	(略)	(略)
第 30 級	620,000 円	605,000 円以上 <u>635,000 円未満</u>
第 31 級	<u>650,000 円</u>	<u>635,000 円以上</u>

- 退職等年金給付に係る標準期末手当等の額の最高限度額を 150 万円（現行と同額）と定める。
- 退職等年金給付に係る標準報酬の区分の改定に伴う経過措置を定める。

3. 今後の予定

- 閣議決定日：令和 2 年 8 月 11 日
- 公布日：令和 2 年 8 月 14 日
- 施行日：令和 2 年 9 月 1 日